

「京都府中小企業応援条例」の一部改正案の骨子 について

1 条例改正の趣旨

京都府では、本府における中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業応援条例（平成19年京都府条例第13号）を制定し、平成23年度末までの時限措置として、「研究開発等事業の認定制度」を設け、中小企業の行う研究開発等につき不動産取得税の不均一課税（税の軽減）、補助金の交付等による経営の安定、成長発展等の支援を行っているところであり、この度、依然として厳しい今日の社会経済状況を踏まえ、多様な中小企業の状況に即し、補助金、融資、税制等の幅広い支援を行うため、所要の改正を行うものです。

2 主な改正点

- (1) 中小企業の経営の安定及び成長発展のための総合的な支援の実施
中小企業が行う研究開発、設備投資、販路開拓及び日常の業務改善から経営改革までの幅広い取組に対して、多様な中小企業の状況に対応した総合的な支援を行い、中小企業の経営の安定及び成長発展を更に促進することとします。
- (2) 中小企業が行う技術、商品、サービス等の開発等への支援の拡充
中小企業の成長発展における技術、商品、サービス等の開発の重要性に鑑み、従来の「研究開発等事業の認定制度」を拡充し、地域の産学公連携や企業間連携による開発等についても支援を行い、中小企業のイノベーションを更に促進することとします。
- (3) 「知恵の経営の認証制度」の創設
中小企業が保有する知的財産の活用、人材の育成、信用の増強等、経営資源を強化し、これを活用して成長を図ること（知恵の経営）が、全ての中小企業にとって重要であることに鑑み、「知恵の経営」認証制度を創設し、京都ならではの「知恵の経営」を推進します。

3 施行期日等

- 平成24年4月1日から施行します。
- 上記2の(2)及び(3)の改正点については、平成29年3月31日限りで、その効力を失うこととします。

京都府中小企業応援条例について

○ はじめに

中小企業応援条例は、京都経済の発展には、地域経済及び雇用の重要な担い手である中小企業の活性化が不可欠であるとの認識に立って、その経営基盤を支え、成長・発展を促進するため、平成19年4月1日から施行しています。

○ 条例の概要

中小企業の活性化を図っていくために必要な4つの施策展開の柱を定め、この柱のもとで中小企業のニーズに的確に responding していくための総合的な支援を実施しています。

4つの柱と主な施策

I 中小企業の経営の安定及び再生

中小企業の経営の安定及び再生に向けて、経営基盤の維持・強化に関する施策を実施

- ◇ 円滑な資金供給の確保（融資）
- ◇ 設備貸与支援
- ◇ 経営相談や技術支援

II 中小企業の成長発展の促進

中小企業の成長発展を促進するため、研究開発等事業に関する認定制度、創業等の促進に関する施策を実施

- ◇ 研究開発等事業の認定（認定企業には税の軽減、補助金、融資の三位一体支援）
- ◇ 創業等の促進のための事業環境の整備（インキュベーション施設の整備や販路開拓支援等）

III 中小企業における知的財産等の活用等の促進

企業価値や競争力向上のために重要な知的財産等の創造、保護、活用等に関する施策を実施

- ◇ 大学等の研究成果の中小企業への移転促進
- ◇ 知的財産等に関する情報の提供、助言及び普及啓発

IV 中小企業を支える人材の育成等

中小企業を支える人材の育成及び確保を図り、優れた技術及び技能の継承等を支援するための施策を実施

- ◇ 人材の育成及び確保を図るための仕組みづくりの推進
- ◇ 職業訓練、研修等による職業能力開発の推進